

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

大阪府中央区北浜二丁目 1 番 1 0 号
光 世 証 券 株 式 会 社
取 締 役 社 長 異 大 介
(東証第一部 コード番号：8 6 1 7)
問い合わせ先：管理グループ部長 坂口周次
TEL 0 6 - 6 2 0 9 - 0 8 2 0

取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権） 発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、取締役及び監査役にストックオプション報酬額およびその内容についてのご承認を求めるとの議案を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有し、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

2. 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額

取締役に対して 150,000 株（内、社外取締役 30,000 株）及び監査役に対して 50,000 株をそれぞれ上限とする。

2. 新株予約権の内容

当社取締役および監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数

200個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、下記（2）に定める株式数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。）を上限とする。

(2) 報酬として割当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000 株とする。なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、次の算式により調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、1,000円とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)をおこなう場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から10年以内で当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役及び監査役もしくは、従業員の地位を保有していること等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項および細目事項については、取締役会決議により決定するものとする。

以上